平成２５年（フ）第１３３６４号
東京都葛飾区南水元３丁目３－２－208
債務者　松原　一男
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３８１号
神奈川県藤沢市城南２丁目12―34　橘第１荘Ｃ号室
債務者　渡部　裕子（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３８２号
東京都台東区入谷２丁目17－３－302
債務者　岡田　祐輔
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３９３号
東京都江東区東陽３丁目24―16
債務者　遠藤千恵子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３９４号
東京都品川区旗の台４丁目７－６－501
債務者　矢後　保人
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４０３号
東京都練馬区田柄１丁目15－１－301
債務者　猪股　健司
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４０５号
東京都八王子市丹木町１丁目149－８
債務者　阿部　和恵
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４０９号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目２―24　エスト23―305
債務者　光田　功男
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４１０号
神奈川県川崎市麻生区百合丘１丁目５－19－301
債務者　清家　明子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４１１号
東京都荒川区東日暮里６丁目２－８－205
債務者　大場　美代
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４２１号
東京都足立区辰沼１丁目３－５－102
債務者　石川　一郎
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４２２号
埼玉県東松山市松本町２丁目９－18－Ｈ－201
債務者　中塚　昌代
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４２３号
神奈川県足柄上郡大井町金子513
債務者　小園井正明
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４２５号
東京都板橋区清水町26―10―302
債務者　鈴木　秀治
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４２９号
東京都北区王子４丁目25―６―506
債務者　櫻井　昌之
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部